

阿久比町広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町の資産を民間企業等の広告掲載の媒体として活用することにより、町の新たな自主財源を確保するとともに町民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 次に掲げる町の資産のうち広告の掲載が可能なもの
 - ア 町が作成する印刷物
 - イ 阿久比町公式ホームページ
 - ウ その他広告媒体として活用可能な町の資産
- (2) 広告主 広告を掲載する者
- (3) 広告掲載 広告媒体への広告の掲載又は広告を掲載した広告媒体の無償提供

(広告掲載の基準)

第3条 掲載することができる広告は、次に掲げるものとする。

- (1) 本町の公共機関としての社会的な信頼性及び公平性を損なうことのない信用度の高い情報
- (2) 愛知県屋外広告物条例（昭和39年愛知県条例第56号）を遵守し、その内容及びデザインについては当該広告を掲出する地域の特性に配慮するとともに、美観風致を損なわないもの（屋外広告に限る。）

2 次に掲げる者は、広告主となることができない。なお、広告の掲載中に次の各号のいずれかに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 法令又は条例の規定に違反し、又は違反するおそれがある者
- (2) 本町から指名停止又は指名見合せ措置を受けている者
- (3) 暴力団又は暴力団の構成員であると認められる者

(4) 町税等を滞納している者

3 次に掲げる内容の広告については、掲載をしないものとする。

- (1) 法令、条例及び規則、通達等に違反するもの又はこれらに照らして不適切な内容を含むもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で風俗営業と規定されるもの及び風俗営業と類似するもの
- (3) 消費者金融及び高利貸しに係るもの
- (4) 政治団体又は政治活動（選挙運動を含む。）及び宗教団体に係るもの
- (5) 民事再生法及び会社更生法による再生・更正手続中の事業者に係るもの
- (6) 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
- (7) 他の者をひぼうし、若しくは中傷するもの又はそのおそれがあるもの
- (8) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (9) 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
- (10) 醜惡、残虐又は獵奇的なものであって、不快感を与えるもの又はそのおそれがあるもの
- (11) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- (12) たばこの製造及び販売に関するもの
- (13) 国内世論が大きく分かれている事項に関するもの
- (14) インターネット異性紹介事業（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業をいう。）又はこれに類似する事業に関するもの
- (15) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ア 町が、広告主を支持し、又は当該広告に係る商品等を推奨し、若しくは保証しているかのようなもの
- イ 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現のもの（「世界一」「一番安い」等とし、掲載に際しては、根拠となる資料を提出させることとする。）
- ウ 射幸心を著しくあおる表現のもの（「今が」「これが最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」等）
- エ 労働基準法等関係法令を遵守していない人材募集に関するもの
- オ 虚偽の内容を表示するもの
- カ 法令等で認められていない業種・商法・商品
- キ 国家資格等に基づかない者が行う医療類似行為等
- ク 広告主の氏名又は名称、所在地、連絡先等当該広告に係る責任の所在を明確にするための事項が明示されていないもの

(16) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ア 水着、裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例または広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。
- イ 暴力、薬物の乱用、売春等犯罪行為を肯定し、助長するような表現
- ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
- エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
- オ ギャンブル等（公営を除く。）を肯定するもの
- カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(17) 前各号に掲げるもののほか、広告の内容又は表現が適切でないと町長が認めるもの

4 町長は、広告の内容等が前項の基準に抵触していると判断するときは、広告主に対して広告の内容等の変更又は取り消しを求めるものとする。

（個別の基準）

第4条 前条の基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容、デザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別に定めることができる。

(審査会)

第5条 広告掲載の可否等その他の事項を決定するために、阿久比町広告審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会は、総務部長、民生部長、建設経済部長、教育部長、総務課長及び検査財政課長をもって組織する。
- 3 審査会の会長は、総務部長をもって充てる。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 5 審査会の庶務は、検査財政課において処理する。

(会議)

第6条 審査会の会議は、会長が必要と認めたときに、会長が招集する。

- 2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、関係者に審査会の会議への出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。
- 5 審査会の会議を開催する時間的余裕がないとき、又は相当の理由があると会長が認めるときは、回議をもって行なうことができる。

(広告主の責任)

第7条 広告主は、広告の内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告掲載の期間が終了したときは、町の指示に従い掲載した広告を撤去するとともに、広告媒体を原状に復するものとする。
- 3 版下原稿及び広告の作成並びに広告の取付け及び撤去に要する経費は、広告主の負担とする。
- 4 広告主は、広告掲載に関して第三者に損害を与えた場合は、広告

主の責任及び負担において解決するものとする。

(広告掲載料及び募集方法等)

第8条 広告の掲載料及び募集方法等については、広告媒体ごとに別に定める。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。